令和7年度「ゼロカーボン・ドライブ取組状況評価・ 検証事業」 における再エネ電力メニュー審査

(令和7年11月分)

公募要領

1. 事業の目的

令和2年度第3次補正予算において、家庭や事業所等で「再エネ 100%電力調達」すること等を要件として、「電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車」を購入する個人、民間事業者(中小企業)及び地方公共団体等に補助を行う「再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業」(経済産業省連携事業、以下、補助事業という)を実施しております。

本公募は令和2年度第3次補正予算事業から引き続き、再エネ100%電力調達の手法の一つである再エネ100%電力メニュー※について、環境省で小売電気事業者等が提供する再エネ100%電力メニューの審査を行い、リストとしてまとめて環境省ホームページ等で公開することで、円滑な補助事業の執行を行うことを目的としています。今後、補助事業の補助金申請者が、再エネ100%電力調達を再エネ100%電力メニューの購入により実施する場合は、環境省による審査が行われた再エネ100%電力メニューのリストの中から選択することを要件とする予定です。

なお、ここでいう「再エネ」や「再エネ 100%電力メニュー」等の再生可能エネルギーに関係する用語の定義は、令和 2 年度 3 次補正事業、令和 4 年度事業、令和 5 年度事業、令和 6 年度事業及び令和 7 年度事業にのみ適用されます。

※この事業において「再エネ」または「再生可能エネルギー」とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱(地熱、太陽熱を除く。)、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)、その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができると認められるものを指します。

また、この事業における「再エネ 100%電力メニュー」とは、小売電気事業者等が提供する電力メニューのうち、小売営業ガイドラインにおける再生可能エネルギー比率が 100%であるメニューおよび実質的に再生可能エネルギー比率が 100%であるメニューの両方を指します。ただし、離島における非常時の燃料による発電など、個別に認められた事例については、この限りではありません。

2. 事業内容

(1) 事業の概要

法人が販売するメニューのうち、「令和7年度ゼロカーボン・ドライブ取組状況評価・検証事業」における再エネ電力メニューの審査基準を満たすものについて、本制度において設置する審査・検討委員会の審査結果に基づき、環境省がリスト化します。

(2) 募集対象メニュー

本公募では、以下の①~④を満たす(ア)または(イ)のメニューを審査の対象とします。

- ① 本事業で定める再エネ電力メニューの審査基準を満たすメニュー
- ② 発売済または令和 7 年(2025 年) 11 月 28 日(金)までに発売予定のメニュー(販売が終了しているメニューを除く)
- ③ 申し込み後1カ月以内に、契約者に【メニューの名称】、【提供事業者】、【契約者名】、【供給している住所】がわかる書類を送付可能なメニュー
- ④ 日本国内での販売メニュー
- (ア) 販売量全量に対して証書※付のメニュー
- (イ) 販売量のうち全量又は一部の再工ネ価値が自社所有発電設備若しくは相対契約による直接調達であって、証書調達されていないメニューただし、原則として、申請から2年以内の証書及び証明書類※の証書調達が前提となります(離島における発電など、個別に認められた事例については、この限りではありません)。

※証書は、以下を対象とします。

- ・非化石証書(再エネ指定) 非化石証書は、トラッキングの有無は問いませんが、再エネ指定の証書を対象とします。
- ・グリーン電力証書
- ・Jークレジット(再エネ電力由来)

また、証書の調達を証明する書類は、以下を対象とします。

- ・非化石証書口座保有量証明書、トラッキング付非化石証書権利確定済残高証明書又は JEPX の非化石価値取引市場システムから発行された非化石証書
- ・グリーン電力証書発行実績一覧
- ・無効化通知書および再エネ電力量を記載した書類

※共通的なメニュー名を有するメニュー(例: $\bigcirc\bigcirc$ メニューA、 $\bigcirc\bigcirc$ メニューB)をご申請いただいた場合、共通したメニュー名(例: $\bigcirc\bigcirc$ メニュー)に統一いただく場合がございます。

(3) 募集対象事業者

対象メニューを販売している、または販売する予定の法人

3. 再エネ電力メニューの審査

(1) 審査方法

審査候補となるメニューの募集は一般公募により行います。申請されたメニューに対して、審査・検討委員会で審査を行い、その結果に基づき環境省がリスト化して公表します。

審査は、原則として提出された申請書類に基づき、委員会審査または書面審査等により行います。

(2) 審査項目

提出された申請書類の内容について、審査・検討委員会による審査を行い、主に以下の項目 に基づき総合的に適当と認められたものについて、環境省が公表を行います。

- ① 募集対象メニューであること。
- ② 申請されたメニューが、本事業で定める審査基準を満たしていること。

(3) 審査結果の通知

認否に関わらず、審査結果通知書を申請者に送付します。否認の場合は、後日理由を付して通知します。

4. 申請方法

(1) 申請受付期間

令和7年(2025年)11月4日(火)~令和7年(2025年)11月28日(金)12時

(2) 申請手続

申請者は申請書類を電子媒体で事務局に送付してください(電子メールの件名を「「令和7年度ゼロカーボン・ドライブ取組状況評価・検証事業」における再エネ電力メニュー審査の申請について」としてください。

申請受付期間内にご提出いただいた際には、事務局からはメール到着確認後3営業日以内に、メール到着の旨を申請者(メール送信者)にご連絡いたします。

(3) 申請内容

申請者は、申請受付期間中に申請資料を提出してください。原則として一度提出された内容の変更は受け付けません。

なお、申請書の作成にあたっては、別紙資料を参照してください。また、申請内容は、本審査のみに使用します。提出書類の記載内容に虚偽が判明した場合は、公表の取消等を行うことがあります。

<申請資料>

以下の(1)~(3)から、該当する再工ネ調達手法の申請資料に必要事項を記入したうえで、提出してください。なお、(1)~(3)の再工ネ調達手法のいずれかで全量調達せず、複数組み合わせている場合は、それぞれの手法における申請資料全てに必要事項を記入したうえで、ご提出ください。

(1) 販売量全量に対して証書付のメニュー

イ) チェックリスト(様式 1)※必須ロ) 申請書(様式 2)※必須

ハ)メニュー供給に関する誓約書(様式3) ※必要に応じて提出 ニ)証書調達に関する誓約書(様式4) ※必要に応じて提出

加えて、以下の申請資料を提出してください。

ホ) 下記資料の内、該当するもの ※必須

非化石証書口座保有量証明書/JEPXの非化石価値取引市場システムの証書保有量の画面のハードコピー/トラッキング付非化石証書権利確定済残高証明書/JEPXの非化石価値取引市場システムから発行された非化石証書/グリーン電力証書発行実績一覧/(Jークレジット)無効化通知書および再エネ電力量を記載した書類の写し

へ) メニューの電源構成を示す書類 ※任意 ト) メニューの CO2 排出係数を示す書類 ※任意

(2) 販売量全量が自社所有発電設備による直接調達であり、上記の証書を取得していないメニュ

イ) チェックリスト(様式 1)※必須口) 申請書(様式 2)※必須

ハ)メニュー供給に関する誓約書(様式3) ※必要に応じて提出

ニ) 証書調達に関する誓約書(様式4) ※必須

加えて、以下の申請資料を提出してください。

ホ)供給計画※ ※必須ヘ)メニューの電源構成を示す書類 ※必須ト)メニューの CO2 排出係数を示す書類 ※任意

※電力広域的運営推進機関に提出している直近一年間の供給計画を指します。

(3) 販売量全量が相対契約による直接調達であり、上記の証書を取得していないメニュー

イ) チェックリスト(様式 1)※必須ロ) 申請書(様式 2)※必須

ハ)メニュー供給に関する誓約書(様式3) ※必要に応じて提出

二) 証書調達に関する誓約書(様式4) ※必須

加えて、以下の申請資料を提出してください。

ホ) 相対契約先の発電事業者との契約書の写し ※必須

へ)メニューの電源構成を示す書類 ※必須

ト) メニューの CO2 排出係数を示す書類 ※任意

【確認資料の共通化について】

複数のメニューを申請する場合、その申請資料が同じである場合は、申請資料の共通化(複数の申請資料を一つの資料として提出すること)を認めます。

申請に関する問合せ先、申請書の提出先

「令和7年度ゼロカーボン・ドライブ取組状況評価・検証事業における再エネ電力メニュー審査 事務局」

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

サステナビリティユニット(担当:角野・中山・杉山・森)

E-mail: eco-car@tohmatsu.co.jp

5. 留意事項等

(1) 公表

審査基準を満たすメニューについては、審査が終了したメニューより順次、環境省ホームページにおいて、「様式 2」に記載された以下の情報を原則として公表します。

- イ) 申請団体名
- ロ) メニュー名
- ハ) メニューの供給対象
- ニ)メニューの供給エリア
- ホ) メニューに関係するホームページ
- へ) メニューに関係する連絡先(電話番号)
- ト) メニューに関係する連絡先(E-mail、問合せフォーム)

なお、当該事業者の財産管理上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある情報 については、原則公表しません。

(2) 掲載メニューの広報

メニュー一覧に掲載されたことを広報する場合には、以下の事項に御留意ください。

- ①本事業における「再エネ」または「再生可能エネルギー」等の再生可能エネルギーに関する用語の定義は、本公募要項の1.事業の目的に記載されているものとする。
- ②本事業における「再エネ 100%電力メニュー」等の電力メニューに関する用語の定義は、本公募要項の 1.事業の目的に記載されているものとする。
- ③本事業に関するロゴマーク等を無断で作成しないこと。(「環境省」の文字が含まれるロゴマークは作成不可とする。)

(3) 公表の取消等

次のいずれかに該当する場合には、当該メニューに対し、公表の取消しを行うことがあります。

- ① 申請内容の虚偽、その他法令等に違反したことが判明した場合
- ② 重大な公序良俗違反、その他の当該事業の信用を損ねる恐れのある行為が認められた場合
- ③ 事務局からの連絡及び依頼事項(フォローアップ対応等)に対し対応を行わない場合

(4) 申請内容の変更

申請内容に変更が生じた際は、変更届を審査事務局へ御提出ください。

(5) 情報の取扱いについて

提出された申請書類は機密情報として取扱い、本審査関係者以外への開示は行いません。

以上